

町田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

町田市長 稲垣 康 治

町田市規則第 5 3 号

9 月 2 9 日迄揭示

町田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

町田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和５５年１２月町田市規則第２７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（扶養手当の支給） 第６条 略 第７条 略 ２ 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。 （１）略 （２）勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額１３０万円以上<u>（満１８歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者にあつては、年額１５０万円以上）</u>である者 ３ 略 第８条 略 （勤勉手当の支給を受ける職員） 第２１条 条例第１８条第１項前段の市規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）～（３）略 （４）<u>前条第１項第５号</u>に掲げる職員 （５）略 第２２条 略 （勤務期間） 第２５条 略 第２６条 <u>第２０条第１項</u>の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。 ２ 略 （在宅勤務等手当に係る正規の勤務時間から除かれる時間） 第３２条 条例第１８条の６第１項の市規則で	（扶養手当の支給） 第６条 略 第７条 略 ２ 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。 （１）略 （２）勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額１３０万円以上である者 ３ 略 第８条 略 （勤勉手当の支給を受ける職員） 第２１条 条例第１８条第１項前段の市規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）～（３）略 （４）<u>前条第５号</u>に掲げる職員 （５）略 第２２条 略 （勤務期間） 第２５条 略 第２６条 <u>第２０条</u>の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。 ２ 略 （在宅勤務等手当に係る正規の勤務時間から除かれる時間） 第３２条 条例第１８条の６第１項の市規則で

定める時間は、次に掲げる時間とする。 (1) 勤務時間条例第11条第1項に規定する時間外勤務代休時間又は勤務時間条例第12条に規定する休日（勤務時間条例第13条の規定により休日を振り替えられた職員にあっては当該振り替え後の休日、<u>勤務時間条例第14条第1項の規定により代休日を指定された職員にあっては当該休日に代わる代休日</u>）に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。） (2) 略	定める時間は、次に掲げる時間とする。 (1) 勤務時間条例第11条第1項に規定する時間外勤務代休時間又は勤務時間条例第12条に規定する休日（勤務時間条例第13条の規定により休日を振り替えられた職員にあっては当該振り替え後の休日、第14条第1項の規定により代休日を指定された職員にあっては当該休日に代わる代休日）に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。） (2) 略
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の第7条に規定する扶養親族の認定等に係る届出等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。